



教 体 第 2 3 2 号
教 生 第 9 2 号
平成24年 7月13日

(公文書扱)

各市町村教育委員会学校安全主管課長 殿

奈良県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長
生 徒 指 導 支 援 室 長

児童生徒等の自転車の運転に係る交通安全について（通知）

平素は、貴管内の各学校（園）における安全教育とりわけ交通安全教育の充実・推進にご尽力を賜り感謝申し上げます。

標記のことについて、夏期休業に入るに当たり、奈良県道路交通法施行細則の一部が改正（平成24年3月27日公布、平成24年5月1日施行）されたことを踏まえ、下記事項に留意していただき、各学校（園）における交通安全教育、特に、自転車を運転する際の交通安全について、さらなる取組をお願いします。

なお、貴管内の各学校（園）に周知をお願いします。

記

- 1 交通法規の厳守はもちろんのこと、生命の大切さや交通事故の重大性について考えさせ、児童生徒等の安全意識の高揚を図ること。
- 2 学校（園）における交通安全に関する教育については、交通安全教室等の開催に加え、始業式、終業式、全校集会、学年集会及び学級活動・ホームルーム等の機会を捉え継続的な指導を行うこと。
- 3 自転車安全利用五則の周知と徹底を図ること。
 - (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - (2) 車道は左側を通行
 - (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - (4) 安全ルールを守る
 - （飲酒運転）・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - (5) 子どもはヘルメットを着用

（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定より）

※児童生徒等が対象であるため、飲酒運転については、（ ）書きとしている。

4 自転車の運転に係る交通安全に関する指導内容として、奈良県道路交通法施行細則の一部改正の周知を図るとともに、交通事故の被害者にも加害者にもならないように指導の徹底を図ること。

特に、自転車安全利用五則の他に、携帯電話やヘッドホン等を使用しての運転や傘差し運転は、法律違反であるとともに、非常に危険な行為であることを理解させ、自転車の安全利用について指導の徹底を図ること。

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正の趣旨)

- ・携帯電話や携帯音楽プレーヤー等を手で保持して通話やメール送信をしたり、液晶画面を注視するなどして自転車を運転すれば、走行の安定を失い、かつ、注意力散漫になるなど、交通事故の原因となることから、「携帯電話で通話等をしながら自転車を運転する行為の禁止規定」が、奈良県道路交通法施行細則に新設された。
- ・道路の状況に応じて安全に運転するためには、見るだけでなく、音や音声でも周囲の状況を把握する必要があり、緊急自動車のサイレンや警察官の指示等、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような音量で音楽等を聴きながら車両を運転すれば、周囲の状況が把握できず注意力も散漫になるなど交通事故の原因となることから、「高音量で音楽等を聴きながら車両等を運転する行為の禁止規定」が、奈良県道路交通法施行細則に新設された。

(別添資料)

- 奈良県警察ホームページからのリーフレット
- 警察庁・都道府県警察の自転車安全利用五則リーフレット

(参考)

- 奈良県警察ホームページ
<http://www.police.pref.nara.jp/>
- 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省平成22年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

保健体育課

健康・安全教育係

TEL 0742-27-9862

FAX 0742-22-3995